

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第 卷一十四第

行發日一月九年十和昭

## 論 叢

神社と課税……………法學博士 神戸正雄  
 利子の限界生産力説……………文學博士 高田保馬  
 市町村の擔稅力……………經濟學博士 汐見三郎

## 時 論

現金通貨の膨脹とその抑制……………經濟學博士 小島昌太郎

## 研 究

保險價額規定無用論……………經濟學士 佐波宣平  
 カール・クニースの國民經濟學……………經濟學士 出口勇藏  
 産業的流通に於ける營業貨幣の流通速度……………經濟學士 中谷 實

## 說 苑

產物會所について……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 ナチスの所得稅政策……………經濟學士 柏井象雄  
 カルテルの景氣變動への作用……………經濟學士 田 杉 競

## 附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

## 市町村の擔稅力

汐 見 三 郎

## 第一 道府縣財政と市町村財政

我國で廣く地方財政と云へば道府縣財政と市財政と町村財政と水利組合財政との四種を含むのであるが、狹義に於ては前三者を指す事となつてゐる。道府縣財政と市財政と町村財政との三者について見るに、市財政と町村財政とは財政の最小單位として地方財政の基礎をなすのみならず、數字的に言つても道府縣財政に優つてゐる。

昭和九年度地方歳出十七億九千餘萬圓の中で、道府縣歳出は二割八分(四億九千餘萬圓)を示し、市歳出四割七分(八億四千萬圓)町村歳出二割五分(四億六千萬圓)との合計七割二分より劣つてゐる。然し道府縣財政は普通經濟のみなるに反し、市町村財政は普通經濟と特別經濟との純計によつて示され——例へば大阪市の財政の如き普通經濟の外に水道費、電氣軌道事業費、電氣供給事業費、高速鐵道建設費等十六の特別經濟あり——而して都市特別經濟の重要なる部分は企業經濟が占めてゐる事を割引いて考へる必要がある、故に消費經濟の立場より地方財政を考へると道府縣

歳出と市町村歳出とを調べるよりも寧ろ地方税を分析する必要がある。昭和九年度の租税負擔額より見れば道府縣稅二億三千九百餘萬圓、市町村稅三億三千八百餘萬圓となるから、やはり市町村財政の重要性を認めざるを得ない。即ち我國民の財政生活を批判するに當つては其の最小單位たる市町村財政を出發點とし、其の市町村に於て幾許の市町村稅、幾許の道府縣稅、幾許の國稅を負擔してゐるかを研究せねばならぬ。

市町村財政に問題の基礎をおくと市部と郡部とに分つ必要がある。昭和八年度の租税調定濟額につき直接國稅、府縣稅、市町村稅の負擔額を調査し次の數字を得た。更に昭和八年度末現在の戸數を標準として一戸當り平均負擔額を算定すると、全國平均直接稅負擔一戸當りは六十八圓なるに對し市部は九十八圓、郡部は五十二圓となつてゐる。

第一表 道府縣稅と市町村稅との負擔比較表

	總額 (千圓)			戶數	一戸當り (圓)		
	直接國稅	道府縣稅	市町村稅		直接國稅	道府縣稅	市町村稅
市部	二二八、二四五	六、二六六	一三六、七七一	四、四九七、二二三	四六	二三	三〇
郡部	九六、三六九	一四、〇九六	二〇一、六七三	八、四八四、一〇四	一一	一七	二四
全國	三〇四、六二五	二〇、三六三	三三六、四四五	一二、九八一、三二七	二四	一八	二六
			合計				合計
			四四一、二六三				九八
			四四一、一三九				五三
			八八二、四〇三				六八

地方財政の最小單位まで掘下げて見ると市部と郡部とにより著るしい特色が窺はれる。市部の

直接稅負擔は直接國稅(四割七分)市稅(三割一分)道府縣稅(二割二分)の順序となり、郡部の町村稅(三割八分)直接國稅(三割五分)道府縣稅(二割七分)の順序と違つてゐる。然し、いづれにしても市町村稅は其の重要性を失はないのである。直接國稅の負擔は全國を通じ大體同一標準で行はれてゐるから地方財政としては大した問題でなく、又道府縣を單位としての擔稅力の研究は已に本誌に於て之を行つたから、茲には専ら市町村を單位として各種租稅の負擔力の研究を行ふ事とする。

## 第二 各市の擔稅力

昭和八年末現在の我國の都市の數は百二十四に上つてゐる。然し同じく市と云つても面積五五〇・八五方軒戶數百二十一萬三千八百十の東京市も含まれ又面積二・四五方軒戶數五千百七十八の首里市もあり、首里市は東京市に比較すると、面積に於て二百二十五分の一、戶數に於て二百三十四分の一である。面積と戶數とに現はれてゐる此の差異は經濟力と租稅負擔力との上に一層明らかにかに窺はれる。首里市の第三種所得は二十萬餘圓であつて、東京市の三億九千五百八十二萬餘圓の千九百三十二分の一にあたり、首里市の直接稅負擔は八萬七千餘圓であつて、東京市の一億四千二百八十七萬餘圓の千六百四十分の一にあたる。これは最大と最小との兩極端の比較であるが、其の中間に百二十二の都市が分配せられてゐるのである。昭和八年末の道府縣間の面積(北

海道が大阪府の四十九倍)、戸數(東京府が鳥取縣の十四倍)の不均衡、昭和八年度の道府縣間の第三種所得(東京府は沖繩縣の百六十八倍)直接稅負擔(東京府は沖繩縣の六十五倍)の不均衡を各市の間の不均衡に比較すると殆んど問題にならないのである。

道府縣の經濟力の不均衡を示すために、人口、土地賃貸價格、私有財産、第三種所得、直接國稅負擔額について平均偏倚と標準偏倚とを算定したのであつたが、同様の計算を市について行ふ事によつて如何に市の經濟力の不均衡が大なるかを理解し得るのである。茲には各市の間の租稅負擔力を端的に知る爲めに別の研究方法を採用した。各都市に於て負擔する直接國稅を一〇〇とし其都市に於て負擔する府縣稅と市稅と直接國稅(直接國稅と府縣稅と市稅とを合計したるもの)との三つを百分數で表示し、以て租稅負擔の不均衡を調査した。基礎の數字は七稅務監督局統計書(札幌、仙臺、東京、名古屋、大阪、廣島、熊本)の昭和八年度本年度所屬の租稅調定濟額(調定外誤納額及前年度收入未濟繰越額を除く)をとり、兵庫縣費を神戸市に分賦したるものは兵庫縣稅に合算し神戸市稅には之を算入しない事にした、市の配列の順序は東京市政調査會「日本都市年鑑」により人口の大小の順序を示すものと考へてよい。

第二表 各市に於ける直接稅負擔割合表

市	直接國稅一〇〇	道府縣稅	市稅	直接國稅一〇〇	道府縣稅	市稅	直接國稅一〇〇	道府縣稅	市稅	直接國稅一〇〇	道府縣稅	市稅	直接國稅一〇〇
	合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計





尼崎市と首里市との直接稅負擔の狀況を表示したものである。

第三表 市に於ける直接稅負擔割合の最高最低比較表

全 國 都 市	總 額 (千圓)			戸 數	一 戸 當 り (圓)		
	直接國稅	道府縣稅	市 稅 合 計		國 稅	道 府 稅	市 稅 合 計
最高(沖繩縣首里市)	三	三六	四八	五、七六	二	五	一七
最低(兵庫縣尼崎市)	一、四八八	三二八	一、八一六	三、〇七三	二七	八	三五
全 國 都 市	二〇八、四四三	六六、二六六	一、六、七七一	四、四九七、二二三	四六	三三	七九

茲に注意すべきは直接國稅を百と立て、府縣稅、市稅の百分數を算定して地方稅負擔の大小を示す事が妥當なりや否やの問題である。この問題に對しては少くとも次の二つの反對論を豫想し得るであらう。

第一に直接國稅は所得稅、地租、營業收益稅、資本利子稅、相續稅、鑛業稅及び取引所營業稅の七國稅を指すのであるが、第二種所得稅と資本利子稅と相續稅との三稅には地方附加稅が許されてゐないのである。故に此の三稅が相當の額を占めてゐる地方に於ては直接稅負擔の割合が少い數字で現はれ、逆に此等の三稅が小なる地方では直接稅負擔の割合の數字が大きく現はれてくる。而して相續稅の如きは地方的に云へば年度によつて非常に動搖するものである。

第二に第三種所得稅と營業收益稅と相續稅とは免稅點が設けられ又自作農の地租にも一種の



免稅點がある。故に個人所得、營業收益、相續財産、土地賃貸價格の中で免稅點以上の占むる部分と免稅點以下の占むる部分との比率の如何により、擔稅力を或は不當に過大にし或は不當に過小にして示す場合がある。

この二つの抗議を始め種々の異論を挿ましむる餘地があるが、とにかく直接國稅なるものは全國に洩れなく行はれ且つ同じ標準で課せられるものであるから、之を百として地方稅負擔額を算定したるものは地方の擔稅力に關し有力なる示唆を與へるものである。

### 第三 市郡の擔稅力

百二十四都市の擔稅力を調べるに用ひた方法を其のまゝに町村の擔稅力の研究に適用する事が出来るのである。然し實際問題となると昭和八年末に町が千六百七十一あり、村が九千七百九十六あり、町村を合計すると一萬一千四百六十七に上るのであるから、筆者の微力を以てしては全國各町村の擔稅力の比較を短時日の間になしとげる事が出来ない。茲に第二の方法として町村を郡にまとめ、郡別に調査する事も考へられるが、郡の數が六百二十六と云ふ大なる數に上ると稅務監督局の統計書が必ずしも各郡の租稅負擔狀況を明確に示してゐない爲めに、この方法も亦之を斷念せざるを得ない。茲に甚だ不徹底の方法であるが、町村を道府縣にまとめ各道府縣につき郡部の擔稅力を調べる事とした。従つて各町村の個別的特色は沒せられて平均的のものとなる



村税に於て二十一府縣、直接税合計に於いては東京、大阪、兵庫、愛知、福岡、新潟、千葉、群馬、三重、栃木、山口、岩手、秋田、香川、滋賀、佐賀、福井、奈良の十八府縣に上るのである。町村を一々調査しないから精確なる事は判明しないのであるが、それにしても郡部の間に租税負擔力に相當の不均衡の存する事を示してゐる。大阪府郡部が道府縣税四十九、町村税百十、地方税合計百五十九なるに對し沖繩縣郡部が道府縣税五百六十二、町村税九百九十一、地方税合計千五百五十三を示してゐるのが兩極端であつて、其の中間に各道府縣郡部が配列せられてゐる。

第五表 郡部に於ける直接税負擔割合の最高最低比較表

全 國 郡 部	總 額 (千圓)			戸 數	一 戸 當 り (圓)		
	直接國稅	道府縣稅	町村稅		直接國稅	道府縣稅	町村稅
最高(沖繩縣郡部)	九 九	五 五	九 七	一〇、三六	一	五	一〇
最低(大阪府郡部)	四、五八	二、〇八	四、五六	一〇五、四二	三	一〇	三
全 國 郡 部	九六、三九	一三、〇九	二〇、六七	八、四八、一〇	二	一七	二
							三

第五表は比較を便ならしむる爲めに最高と最低との兩極端を示し、全國郡部の平均と比較したのである。

以上、我國百二十四都市の租税負擔の間に如何に不均衡が存するかを明らかにし、更に我國一萬一千四百六十七町村の間にも——三府四十三縣一道につき郡部をまとめて調べたもので甚だ不

徹底であるが——相當の不均衡の存する事を明らかにし得たのである。地方財政の調整を行ふに當つても各市の狀況を調べると共に各町村の狀況を明らかにする必要がある所以である。

最後に市部と郡部との間に、直接國稅を百とする此の方法を採用して兩者の負擔割合を比較したのである。第六表の示す通りである。

第六表 直接稅負擔割合の市部郡部比較表

道府縣	直接國稅一〇〇		道府縣	直接國稅一〇〇		道府縣	直接國稅一〇〇	
	道府縣稅	市町村稅合計		道府縣稅	市町村稅合計		道府縣稅	市町村稅合計
一東京	七	四三	九長野	二六	一五三	一七埼玉	一七	一四八
二大阪	三	二五	一〇神奈川	六	二八〇	一八熊本	七	一三三
三北海道	三	二二	一一廣島	八	二七	一九岡山	七	一四
四兵庫	三	二二	一二京都	七	二六	二〇長崎	一	一〇
五愛知	三	二二	一三鹿児島	九	二八	二一群馬	一	一〇
六福岡	三	二二	一四福島	二	一七	二二岐阜	一	一〇
七新潟	三	二二	一五茨城	八	二六	二三宮城	一	一〇
八靜岡	三	二二	一六千葉	五	二四	二四三重	一	一〇



地方財政問題を取扱ふにあたつては、市町村財政は道府縣財政よりも數額の上に於て已に重要な地位を占めてゐる、加ふるに市町村が國家財政と地方財政との最小單位なるが故に、租稅負擔力を研究する以上は市町村にまで問題を掘下げねばならぬ。いくら國稅の輕減をはからうとした處で地方稅、特に市町村稅が増加すれば結局目的は達せられないし、國稅の増徴を行ふにしても地方附加稅、特に市町村附加稅の限界が區々であると租稅負擔の不公平は一層加重せられる事となる。これ市町村の擔稅力を研究する所以である。本研究の結果として次の結論を得たのである。

一、財政生活を市町村單位に研究すると道府縣單位のものよりも比較にならぬ程大なる不均衡を發見する。

二、市の一戸當り地方稅負擔は町村の一戸當り地方稅負擔より絶對額に於て大であるが、直接國稅を標準として相對數をとると遙かに小である。

三、市は町村に比し大體に於て租稅負擔が輕いのであるが、市相互の間に於ては租稅負擔に幾多の段階が存してゐる。

四、町村は市よりも大體に於て租稅負擔が重いのであるが、町村相互の間に於ては租稅負擔に幾多の段階が存してゐる。

此等の結論は從來から判つてゐる事であるが、往々にして或は誇張せられ、或は輕視せられてゐたのである。かの内務省案の地方財政調整交付金が「交付金は道府縣に十分の四を配分し、市

町村に十分の六を配分する」としたのは、第一の結論たる「市町村単位を道府縣單位よりも重視したる」結果である。又市町村義務教育費國庫負擔法が町村分配額を市分配額より大にしたのは、第二の結論たる「町村負擔割合が市負擔割合より重い」のを考慮した結果である。又市町村義務教育費國庫負擔法が普通市よりも特別市に多く分配し普通町村よりも特別町村に多く分配し、更に地方財政調整交付金が市町村に對する配分標準として一般交付金の外に資力薄弱團體交付金を設けたのは、第三及び第四の「市町村内部の租稅負擔に大なる差異ある事」を注目したのに依る。從來は財政論と云へば國家財政論を指すが如き觀あり、従つて市町村の擔稅力をめぐつて起る此等の不公平の事實は全く輕視せられてゐたのである。然るに最近に至り其の反動として町村財政と云へば凡て疲弊困憊の極に達せるものゝ如く考へ市財政と云へば大磐石の如く鞏固なるものと考へる弊がある。この誤解を解く爲めに、大塚辰治氏は大都市財政の必ずしも樂觀すべからざるを説き、菊池愼三氏は農村財政の貧弱さが假裝せられてゐる場合のある事を指摘してゐられる。茲に市町村の擔稅力をなるべく客觀的に如實に傳へる必要がある。かくて本研究は市の擔稅力の測定には一應の解決を與へたのであるが、町村の擔稅力については極めて粗大なる取扱ひを加へたのにすぎないから更に將來の研究を必要とする。